



村環第 373 号
平成28年 1月29日

村上市環境審議会

会長 梅田 久子 様

村上市長 高橋 邦典



「村上市環境基本計画中間見直し」について（諮問）

村上市環境基本計画については、村上市環境基本条例に基づき平成23年3月に策定され、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間となっております。

これまで市では、計画に基づき環境施策を積極的に推進してまいりましたが、社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に柔軟に対応するため、計画期間の中間にあたる今年度、村上市環境基本計画の中間見直しを行うこととしました。

ついては、村上市環境基本計画中間見直しについて、村上市環境基本条例第9条第3項および第5項の規定により、貴審議会に諮問いたします。